（別紙様式２）

（衆議院小選挙区選出議員選挙における選挙立会人となるべき者のくじを行う日時及び場所）

衆議院小選挙区選出議員選挙北海道第１２区選挙長告示第２号

令和８年２月８日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における公職選挙法（昭和２５年法律第１００号）第７６条において準用する同法第６２条第２項及び第４項の規定による選挙立会人となるべき者のくじを行う日時及び場所は、次のとおりである。

令和８年１月２７日

衆議院小選挙区選出議員選挙北海道第１２区選挙長　野村　博明

１　くじを行う日時　　令和８年２月５日　　午後６時００分
２　くじを行う場所　　網走市北７条西３丁目
　　北海道オホーツク合同庁舎３階２号会議室